

# 予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：障害者福祉費

## 事業名 失語症意思疎通支援者養成・派遣事業費（国補）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部 障害福祉課 社会参加推進係 電話番号：058-272-1111（内 2608）

E-mail： [c11226@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 4,230 千円（前年度予算額：3,759 千円）

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,759	1,879	0	0	0	0	0	0	1,880
要求額	4,230	2,115	0	0	0	0	0	0	2,115
決定額	4,230	2,115	0	0	0	0	0	0	2,115

## 2 要求内容

### （1）要求の趣旨（現状と課題）

平成27年に障害者総合支援法施行後3年の見直しにおいて、「失語症への特性とニーズに配慮したきめ細かな見直しを行う」とされ、これに基づき、失語症者に対する意思疎通支援者の養成・派遣事業を実施するよう定められている。

そのため、県内の失語症者に対し、意思疎通の方法及び知識を有する意思疎通支援者を養成・派遣し、日常生活上又は社会生活上の支援をする必要がある。

### （2）事業内容

#### <失語症意思疎通支援者養成事業>

厚生労働省が示したカリキュラムに基づき、失語症者に対する意志疎通支援者を養成する。座学、実技を15回（55時間）実施する。

実施主体 岐阜県言語聴覚士会

#### <失語症意思疎通支援者養成事業（アドバンスコース）>

養成者に対し、派遣事業を実施する上での座学（10時間）を実施する。

実施主体 岐阜県言語聴覚士会

講座内容 10 時間

＜失語症意思疎通支援者派遣事業＞

失語症者が活動する場面へ支援者を派遣し、意思疎通の支援をする。

(3) 県負担・補助率の考え方

国 1/2、県 1/2 国庫補助 [地域生活支援事業]

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	4,201	失語症意思疎通支援者養成事業 1,586 千円 失語症意思疎通支援者派遣事業 2,615 千円
旅費	29	職員旅費
合計	4,230	

**決定額の考え方**

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県障がい者総合支援プラン

(2) 国・他県の状況

失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラムは国が示したものであり、これを基本に地域の実情にあった指導を行う。

(3) 事業主体及びその妥当性

失語症者向け意思疎通支援者養成事業は地域生活支援事業の都道府県必須事業であり経費を負担。

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
失語症意思疎通支援者を養成・派遣し、失語症者への支援を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R29)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R5)	達成率
① 失語症意思疎通支援者養成研修修了者（累計）	-	35名	53名	71名	89名	39.3%
②						%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組内容と成果を記載してください。</li> <li>・養成事業：新型コロナウイルス感染症の影響により中止</li> <li>・派遣事業：派遣回数：11件、活動時間数：27時間</li> </ul>
令和3年度	<p style="color: red;">令和5年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%</p>
令和4年度	<p style="color: red;">令和6年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%</p>

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 2	<p>障害者総合支援法の施行3年後の見直しにおいて、失語症者に配慮したきめ細かい見直しが規定された。これに伴い、今まで実施していなかった失語症者向け意思疎通支援者の養成・派遣が定められた。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価) 2	<p>令和2年度までに35名を養成したが、引き続き、意思疎通支援者の養成は必要であり、研修開催場所を年度ごとに変更し展開するなど、全県展開に向けた事業の取り組みを実施している。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価) 2	<p>派遣事業において、段階的に派遣対象を拡大させる計画であり、ニーズや実態に即した事業内容となっている。</p>

### (今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 失語症の多様な症状に合わせた支援者の養成。</p>
--

### (次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 失語症意思疎通支援者養成事業によって養成された支援者を派遣事業に展開させることで、失語症者の社会参加の促進につなげる。</p>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	